

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	カーリットホールディングス株式会社
【英訳名】	Carlit Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 出口 和男
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋1丁目17番10号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	日本カーリット株式会社 東京都千代田区神田和泉町1番地
【電話番号】	日本カーリット株式会社 東京(5821)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 柴田 良明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	14,950,847,011円()
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本カーリット株式会社の平成25年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

日本カーリット株式会社が平成25年8月9日付で関東財務局長に四半期報告書を提出したこと等に伴い、平成25年6月11日付で提出いたしました有価証券届出書、平成25年6月27日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び平成25年6月28日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
四半期報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	20,600,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 日本カーリット株式会社（以下「日本カーリット」といいます。）の発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるカーリットホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年4月26日に開催された日本カーリットの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催の日本カーリットの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 日本カーリットは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	20,600,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1. 日本カーリット株式会社（以下「日本カーリット」といいます。）の発行済株式総数20,600,000株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるカーリットホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年4月26日に開催された日本カーリットの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催の日本カーリットの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 日本カーリットは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転の方法によることとします。

- （注）1．普通株式は、本株式移転により当社が日本カーリットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における日本カーリットの株主に対し、日本カーリットの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日本カーリットの前事業年度末における株主資本の額（簿価）は14,950,847,011円であり、発行価額の総額のうち1,204,600,000円が資本金に組み入れられます。
- 2．当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成25年10月1日より市場第一部に上場する予定です。
東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転の方法によることとします。

- （注）1．普通株式は、本株式移転により当社が日本カーリットの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における日本カーリットの株主に対し、日本カーリットの普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日本カーリットの前事業年度末における株主資本の額（簿価）は14,950,847,011円であり、発行価額の総額のうち1,204,600,000円が資本金に組み入れられます。
- 2．当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて上場申請手続きを行いました。これに伴い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第208条）により平成25年10月1日に上場する予定です。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び四半期報告書（平成25年8月9日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び四半期報告書（平成25年8月9日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び四半期報告書（平成25年8月9日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び四半期報告書（平成25年8月9日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び四半期報告書（平成25年8月9日提出）をご参照下さい。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本カーリットの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）及び四半期報告書（平成25年8月9日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

事業年度（第117期第1四半期）（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出。